

申し合わせ事項解説

「4 公正を害する行為」について

- ・ 「変形な構え等の防御姿勢」をとった場合、1回目は「合議」の上「指導」、2回目以降は「合議」の上「反則」とする。

変形な構えについての共通理解事項

(平成24年度作成)

- (1) 「変形な構え」とは
 - ・ 左拳を概ね目線より上にして、面・右小手・右胴を同時に防御する形をいう。
- (2) 「指導・反則」とならない場合
 - ・ 中段の構え等からの「応じ技」途中の姿勢
 - ・ 鍰競り合いや体当たりでの「身体的圧力」及び「攻め」による一瞬の崩れ
- (3) 見極めの留意事項
 - ・ 「変形な構え」に近い形が認められても左拳の高さが目線に達していない場合が多いので、左拳の位置を確認の基準にする。また、剣先（けんせん）が下がっているかどうかをよく見極める。
 - ・ 「変形な構え」で相手の打ちを待つ状態が確認された場合は、後から技が出て「応じ技」途中の姿勢とは判断しない。

【指導・反則の宣告方法】

◇ 主審が合議をかける（主審の専決事項）

(1) 「指導」をとる場合

主審は選手を開始線に戻し「指導」をとる選手に近づき、審判旗を右手に持ち左手拳を明確に頭上（目の位置より高く）に上げ、「変形な構え」が認められたため「指導」をとることを説明する。次に定位置に戻り審判旗を一方に持ち、宣告を行う側の選手に対し、指を揃え手の平を内側にして、指先で概ね選手の前垂を指すように腕を上げ、「指導」と発声し宣告を行う。

(2) 「反則」をとる場合

「指導」と同じ要領で「反則」をとることを説明する。次に主審は定位置に戻り、他の反則と同じ要領で、旗を斜め下方に上げ、「反則○回」と宣告する。

(3) 確認事項

- ・ 1回目は「合議」の上「指導」、2回目以降は「合議」の上「反則」とする。

【掲示板への記入方法】

指 赤色地に白抜き文字「指」を掲示する。

「公正を害する変形な構え」の指導は1回のみ。次からは反則となり、掲示板の

指は残し、▲（反則）を新たに掲示していく。